

令和5・6年度 第1回国分寺市青少年問題協議会

日時：令和5年7月20日（木）午後2時～3時30分

会場：国分寺市役所 第三委員会室

[会議次第]

- 1 委員委嘱

- 2 開会
 - (1) 子ども家庭部長挨拶

 - (2) 委員自己紹介・事務局紹介

 - (3) 会長及び副会長の互選

 - (4) 青少年問題協議会の活動について

- 3 協議事項
 - (1) 令和5・6年度に取り組むテーマの検討

- 4 その他

《配布資料》

資料1	令和5・6年度国分寺市青少年問題協議会委員名簿
資料2	国分寺市青少年問題協議会条例
資料3	地方青少年問題協議会法
資料4	令和5・6年度国分寺市青少年問題協議会活動計画（案）
資料5	国分寺市青少年問題協議会 これまでのテーマ・講演会・成果物等一覧
資料6	令和5・6年度国分寺市青少年問題協議会発行ポスター

国分寺市青少年問題協議会 令和5・6年度委員名簿

第1回青少年問題協議会
資料1

No.	委員区分	委員氏名	所属団体等
1	公募により 選出された市民 [条例第2条(1)]	はせがわ くみこ 長谷川 久見子	市民公募委員
2		いのうえ かずのり 井上 和憲	市民公募委員
3	学識経験者 [条例第2条(2)]	たなか くみこ 田中 久美子	北多摩東地区保護司会国分寺分区
4		みぎたか ひろゆき 右高 博之	国分寺市立小・中学校PTA連合会
5		にしかわ あおい 西川 葵	国分寺市青少年育成北地区委員会
6		くまさわ わたる 熊沢 涉	国分寺青年会議所
7		なるせ だいすけ 成瀬 大輔	国分寺地区人権擁護委員の会
8		あおき しんどう 青木 伸道	国分寺市スポーツ推進委員協議会
9		たなか よしゆき 田中 芳幸	国分寺市青少年委員会
10		はた ももこ 波田 桃子	小平児童相談所
11	関係行政庁の職員 [条例第2条(3)]	たきやま みえ 瀧山 美恵	警視庁小金井警察署
12		かきざき よういち 柿崎 洋一	市立小中学校長会

○国分寺市青少年問題協議会条例

昭和39年7月10日

条例第27号

改正 昭和59年3月31日条例第3号

平成9年3月31日条例第5号

平成11年12月27日条例第67号

平成26年3月27日条例第7号

平成26年12月25日条例第43号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条（設置）の規定に基づき、本市に市長の附属機関として国分寺市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（昭和59年条例第3号・平成9年条例第5号・平成11年条例第67号・一部改正）

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる委員12人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 公募により選出された市民 2人以内
- (2) 学識経験者 8人以内
- (3) 関係行政庁の職員 2人以内

2 委員の任期は、2年とし、再選を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平成26年条例第7号・全改）

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（平成26年条例第7号・全改）

(招集)

第4条 協議会は、必要の都度、会長が招集する。

（平成9年条例第5号・一部改正、平成26年条例第7号・旧第5条繰上）

（会議の定足数及び表決数）

第5条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平成9年条例第5号・一部改正, 平成26年条例第7号・旧第6条繰上)

(会議の公開)

第6条 協議会の会議は、公開する。ただし、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例(平成11年条例第26号)第5条(会議の公開)ただし書の規定に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(平成11年条例第67号・追加, 平成26年条例第7号・旧第7条繰上)

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、子ども家庭部子ども若者計画課において処理する。

(平成26年条例第7号・追加・旧第8条繰上, 平成26年条例第43号・一部改正)

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

(平成11年条例第67号・旧第7条繰下, 平成26年条例第7号・旧第8条繰下・旧第9条繰上)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和59年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年条例第5号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第67号)

この条例は、平成12年1月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成26年条例第7号)

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は平成26年4月1日から、第2条の規定は平成27年7月16日(以下「施行日」という。)から施行する。

(準備行為)

2 この条例第2条による改正後の国分寺市青少年問題協議会条例第2条に規定する委員

の委嘱に関する準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成26年条例第43号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○地方青少年問題協議会法

(昭和二十八年七月二十五日)

(法律第八十三号)

第十六回特別国会

第五次吉田内閣

改正 昭和三二年六月一日法律第一五八号

同三三年五月一〇日同第一四四号

同三七年四月一六日同第七七号

同四一年三月三十一日同第一六号

同四三年六月一五日同第九九号

同五八年一二月二日同第八〇号

平成十一年七月一六日同第一〇二号

同二五年六月一四日同第四四号

青少年問題協議会設置法をここに公布する。

地方青少年問題協議会法

(昭四一法一六・平一一法一〇二・改称)

(設置)

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(昭四一法一六・全改、平一一法一〇二・旧第五条繰上・一部改正)

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(昭四一法一六・全改、平一一法一〇二・旧第六条繰上・一部改正)

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(昭四一法一六・一部改正、平一一法一〇二・旧第七条繰上・一部改正、平二五法
四四・一部改正)

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(昭四一法一六・全改、平一一法一〇二・旧第八条繰上・一部改正)

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(昭三七法七七・一部改正、平一一法一〇二・旧第九条繰上)

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

(昭四一法一六・一部改正、平一一法一〇二・旧第十条繰上・一部改正)

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三二年六月一日法律第一五八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年四月一六日法律第七七号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三一年三月三十一日法律第一六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三三年六月一五日法律第九九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五八年一二月二日法律第八〇号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝昭和五九年七月一日）
（経過措置）

5 従前の総理府又は行政管理庁の審議会等で、次の表の上欄に掲げるもの及びその会長、委員その他の職員は、それぞれ下欄に掲げる行政機関の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

公務員制度審議会 恩給審査会 地域改善対策協議会 青少年問題審議会 統計審議会	総務庁
国民生活安定審議会	経済企画庁
放射線審議会	科学技術庁
海外移住審議会	外務省
中央心身障害者対策協議会	厚生省
農政審議会 沿岸漁業等振興審議会 林政審議会	農林水産省
中小企業政策審議会	通商産業省
観光政策審議会	運輸省
雇用審議会	労働省

6 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成一三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から五まで 略

六 青少年問題審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）」を「／第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）／第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二―第六十七条の七）／」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二條（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十

四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。）
第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

令和5・6年度国分寺市青少年問題協議会活動計画

令和5年度	開催日時・場所	内 容
第1回	7月20日(木) 午後2時～3時30分 第3委員会室	1 市長挨拶 2 委員委嘱 3 会長及び副会長の互選 4 青少年問題協議会の活動について 5 協議事項 ・令和5・6年度に取り組むテーマの検討
第2回	8月25日(金) 午後2時～4時 書庫棟会議室	1 令和5・6年度に取り組むテーマの決定 2 令和5年度勉強会の講師について
第3回	10月12日(木) 午後2時～4時 書庫棟会議室	1 令和5・6年度テーマに関する議論 2 令和5・6年度の成果物に関する協議
第4回	11月10日(金) 午後2時～4時 cocobunji プラザ	1 テーマに関する講演等 勉強会 (過去の実例) 【平成25年度】中学生との意見交換 (テーマ:いじめと虐待) 【平成27年度】小平児童相談所所長より児童相談所の事例等について (テーマ:不登校・引きこもりの子どもに地域ができること) 【平成29年度】東京学芸大学副学長 松田恵示氏の講演 (テーマ:「家庭をとりまく地域を考える」) 【平成31年度】東京学芸大学 准教授 北澤 武氏の講演 (テーマ:「子どもの気持ち(声)を受けとめていますか」 ～SNSトラブルの観点から学ぶ～) 【令和3年度】東京学芸大学准教授 柴田彩千子氏の講演 「地域でやさしく育てよう子どもの心」
第5回	1月26日(金) 午後2時～4時 書庫棟会議室	1 テーマに関する講演等 勉強会の振り返り 2 令和5・6年度の成果物に関する協議 3 令和6年度の活動計画について 4 令和6年度勉強会の講師について

令和6年度	開催日時・場所	内 容
第6回	4月下旬 午後2時～4時 場所未定	1 令和6年度の進め方とスケジュールについて 2 令和5・6年度の成果物に関する協議
第7回	7月～8月 午後2時～4時 場所未定	1 テーマに関する講演等 勉強会 (過去の実例) 【平成30年度】東京学芸大学副学長 松田 恵示氏のWS 『「家庭をとりまく地域を考える」～みんなの子どもを地域で一緒に育てませんか～』 【令和2年度】東京学芸大学 准教授 北澤 武氏の講演 テーマー第2弾「子どもの気持ち(声)を受けとめていますか」～SNSトラブルの観点から学ぶ～ 【令和4年度】三鷹市教育委員会事務局 越 政樹氏 「三鷹市におけるコミュニティ・スクール基盤とした小・中一貫教育について」 にしみたか学園スクール・コミュニティ推進員 来住 睦美氏 「にしみたか学園における学校, 子どもと地域をつないだ活動について」
第8回	10月 午後2時～4時 場所未定	1 テーマに関する講演等 勉強会の振り返り 2 令和5・6年度の成果物に関する協議
第9回	12月 午後2時～4時 場所未定	1 令和5・6年度の成果物に関する協議
第10回	2月 午後2時～4時 場所未定	1 令和5・6年度の成果物決定 2 今期のまとめ

国分寺市青少年問題協議会 これまでのテーマ・講演会・成果物等一覧

第1回青少年問題協議会
資料5

年度	テーマ	初年度の講演会等	次年度の講演会・成果物等
平成25・26年度	いじめと虐待	<p>◆弁護士からいじめについての講演 :橋詰 譲 弁護士</p> <p>◆中学生と「いじめの現状と対策について」意見交換会</p>	<p>◆地域活動団体・保護者との意見交換会 :青少年育成北地区委員会, 保護者</p> <p>◆パネルディスカッション開催「みんなでつくるいじめのないまち国分寺ー地域の絆でいじめをなくそうー」</p>
平成27・28年度	不登校・ひきこもりの子どもたちに地域ができること	<p>◆講演会「児童相談所の事例等について」 :小平児童相談所</p> <p>◆講演会「この地域(まち)で一緒に生きていく」 :NPO法人育て上げネット 井村良英氏</p>	<p>◆講演会「子ども・若者支援の現状と地域に期待すること～実践をふまえた事例から～」:NPO法人育て上げネット</p> <p>●提言書「ひきこもり・不登校の子どもたちに地域ができること」</p>
平成29・30年度	家庭をとりまく地域を考える	<p>◆講演「家庭をとりまく地域を考える」 :東京学芸大学 副学長 松田恵示氏</p>	<p>◆ワークショップ(ワールドカフェ方式)『「家庭をとりまく地域を考える」～みんなの子どもを地域で一緒に育てませんか～』の開催:東京学芸大学 副学長 松田恵示氏</p> <p>●平成29・30年度国分寺市青少協だより「家庭をとりまく地域を考える みんなの子どもを地域で一緒に育てませんか」の発行</p>
令和元・2年度	子どもの気持ち(声)を受けとめていますか ～SNSトラブルの観点から学ぶ～	<p>◆講演「子どもの気持ちを受けとめていますかーSNSトラブルの観点からー」 :東京学芸大学教職大学院 北澤 武氏</p>	<p>◆講演「第2弾 子どもの気持ちを受けとめていますかーSNSトラブルの観点からー」 :東京学芸大学教職大学院 北澤 武氏</p> <p>●令和元・2年度国分寺市青少協ポスター作製「子どもの気持ちに寄り添うこくぶんじ! 子育て五訓 子どもの気持ち(声)を受けとめていますか」の発行</p>
令和3・4年度	地域でやさしく育てよう子どもの心	<p>◆講演「地域でやさしく育てよう子どもの心」 :東京学芸大学 准教授 柴田 彩千子氏</p>	<p>◆講演 ①「三鷹市におけるコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育について」 :三鷹市教育委員会事務局 越 政樹氏</p> <p>②「にしみたか学園における学校、子どもと地域をつないだ活動について」 :にしみたか学園スクール・コミュニティ推進員 来住 睦美氏</p> <p>●令和3・4年度国分寺市青少協ポスター作製「みんなで支える 地域でやさしく育てよう子どもの心」の発行</p>

みんなで支える **地域**で **子育て**よう **子ども**の **心**



子どもの
みなさんへ

まわりのみんながあなたの味方
です。困った時などいつでも
頼ってくださいね。



困った時
はこちら！

国分寺市 学校に関する相談窓口

地域の
みなさんへ

国分寺には子どもの居場所が
たくさんあります。みんなで
支え合っていきましょう！



詳しい情報
はこちら！

国分寺市 子どもの居場所ハンドブック

子育て中の
みなさんへ

子育てに役立つ情報が詰まっ
たガイドブックをご活用くだ
さい。



子育てガイド
はこちら！

国分寺市 子育てガイド

国分寺市青少年問題協議会

「国分寺市青少年問題協議会条例」に基づき、市の附属機関として設置される協議会です。委嘱された委員11人が、2年の任期で青少年の指導・育成・保護及び矯正に関して課題等を検討、討議しています。

地域でやさしく育てよう子どもの心

今回は、「地域でやさしく育てよう子どもの心」をテーマに専門家のお話を聞き、協議を重ねてきました。その成果として、地域のみんなで子どもと子育て中の方を支えていく国分寺であるべきとし、このポスターを作成しました。



青少年問題協議会について
詳しい情報はこちら！